

○帯広市犯罪被害者等支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例（平成19年条例第40号。以下「条例」という。）に基づき、帯広市における犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族
- (2) 市民等 条例第2条第1号に規定する市民及び同条第2号に規定する事業者
(犯罪被害者等への支援)

第3条 市は、関係行政機関、関係団体等との連携協力のもと、犯罪被害者等からの相談の対応、情報の提供、助言その他必要と認める支援を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第4条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性に対する市民等の理解の増進を図るため、情報の提供、啓発活動等の必要な取組みに努めるものとする。

(相談窓口の設置)

第5条 市は、犯罪被害者等からの相談における利便性を図るため、総合的な相談窓口を置く。

2 前項の規定は、担当各課における個別の相談業務を妨げるものではない。

(相談者への配慮)

第6条 市は、犯罪被害者等からの相談を受けるときは、当該犯罪被害者等の心身の状況等に配慮した対応に努めるものとする。

(安全の確保)

第7条 市は、犯罪被害者等が再び被害を受けることがないようにその安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な措置を講ずるものとする。

(庁内の連絡調整)

第8条 犯罪被害者等への支援に当たっては、必要に応じて関係課による会議を開催するなど庁内の総合的な調整を図るものとする。

2 前項の規定に係る必要な事務は、総務部危機対策室危機対策課が行う。

(書類の備え付け)

第9条 相談の実施にあたり、関係課において次に掲げる書類を備え付けるものとする。

(1) 犯罪被害者相談内容申告票

(2) 犯罪被害者相談内容伝達票

2 前項第1号に掲げる書類は、相談者が口頭による申告が困難な場合に使用するものとする。

3 第1項第2号に掲げる書類は、相談者からの申告内容を庁内の他課又は市以外の関係機関団体等に伝達する場合に使用するものとする。

4 第1項に掲げる書類の様式は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。